関係事業者の皆様

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に基づく
「指定物質」に関する届出について
～電子申請移行のお願い～

令和６年８月
経済産業省産業保安・安全グループ
化学兵器・麻薬原料等規制対策室

平素より化学兵器禁止関連政策へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

化学兵器禁止条約が１９９７年４月に発効し、化学兵器禁止法は同年５月に施行されてから、本年で２７年もの歳月を経ました。その間我が国は、化学兵器禁止条約の一締約国として、ご関係事業者皆様のご理解、ご協力を賜りながら、その条約および化学兵器禁止法令の的確な執行を通じ、我が国、そして、国際社会における安心、安全を築くことに寄与してまいりました。
まずは、ご関係事業者皆様に、これまで、そして平素からの化学兵器禁止制度へのご理解、ご協力を賜っておりますこと、感謝申し上げます。

さて、化学兵器禁止法に基づく指定物質・有機化学物質等の予定／実績届出につきましては、令和４年の届出より電子届出(電子申請)を開始いたしました。事業者の皆さまにご理解をいただき、令和５年分の実績届出につきましては、８割を超える届出が電子届出に移行いたしました。ご関係事業者の皆さまのご協力に感謝申し上げます。

電子申請への移行にあたりましては、できる限り用意かつ円滑に移行していただけますよう、“入力済電子申請エクセルファイル”（下書きファイル）のご提供等、様々な工夫を行っておりますので、まだ電子申請をご利用になっていない方におかれましては、是非ご活用いただけますようお願いいたします。

令和７年分の予定届出において電子申請を行うにあたっての注意事項は下記のとおりとなりますので、ご確認の上、電子申請をご活用いただけますようお願いいたします。

（１） 令和７年分の予定届出より電子申請を開始する場合
これまでに電子申請の実施がなく、令和７年分の予定届出より電子申請を開始する場合は、e-Gov にログインするためのアカウントの取得や、個別認証 ID・パスワードの発行が必要となります（個別認証 ID は化学兵器禁止法の届出専用の ID が必要です）。「化学兵器禁止法に基づく指定物質・有機化学物質等電子届出（電子申請）マニュアル」（以下、「電子届出マニュアル」）をご参照いただき、以下の事前準備を行ってください。

①「個別認証 ID・パスワード」の取得：管轄の経済産業局経由にてお送りさせて頂きます
「化兵法電子届出（電子申請）事前登録シート.xlsx」（事前登録シート）に必要事項を入力いただき、直近過去の届出ファイル（日本語様式のみで構いません）を添えて、登録

シート記載のメールアドレスまでお送り頂けますようお願いいたします（９月２４日（火）まで）。ご希望に応じて、“入力済電子申請エクセルファイル”（下書きファイル）を提供いたします。下書きファイルを更新の上、届出にご活用ください。

②e-Gov ログイン用アカウントの取得：電子届出マニュアル５ページ及び e-Gov のサイトをご参照いただき、アカウントを取得してください。

③e-Gov のインストール、マイページの設定等：電子届出マニュアル６ページ、８ページ及び e-Gov のサイトをご参照いただき、アカウントを取得してください。また、マイページの設定を行ってください。

（２） 過去の予定届出において電子申請を行ったことがある場合

過去の予定届出において電子申請を行ったことがある場合は、すでに e-Gov 個別認証 ID 及び e-Gov 個別認証パスワードは登録済みですので、事前登録シートの再提出は不要です。経済産業省のホームページ[1]から最新の電子申請ファイルをダウンロード後、同ホームページにございます「電子届出（電子申請）マニュアル」（２０２４年８月版）の電子申請ファイルの主な変更点及び注意事項をご参照いただき、令和６年分の予定届出の際にご提出いただいた電子申請ファイルのデータを最新の電子申請ファイルに転記・更新の上、電子申請を行っていただきますようお願いいたします。下書きファイルの送付はございませんので、ご注意ください。

以　上

[1] 届出関係：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html